建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年６月11日
関東地方整備局長　下保　　修
１　処分をした年月日　平成24年４月19日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ダイフク・ロジスティック・テクノロジー　新村　健男　東京都港区芝２―13―４　国土交通大臣許可（特―21）第20702号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年６月11日
関東地方整備局長　下保　　修
１　処分をした年月日　平成24年４月20日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　金澤建設株式会社　高橋祐太郎　東京都足立区保木間４―13―13　国土交通大臣許可（特―19）第1942号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年６月11日
関東地方整備局長　下保　　修
１　処分をした年月日　平成24年４月20日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本計装株式会社　東盛　秀哲　東京都荒川区荒川５―50―８　国土交通大臣許可（般―22）第23581号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１９号
茨城県神栖市神栖４―８―36カーペンターハウス１―B、住民票上の住所茨城県鹿嶋市城山４丁目２番３号
債務者　内田　安雄
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　　篤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２０号
茨城県神栖市神栖４―８―36カーペンターハウス１―B、住民票上の住所茨城県鹿嶋市城山４丁目２番３号
債務者　内田　朱美
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　　篤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１００７号
札幌市厚別区厚別東２条６丁目１番13号201号
債務者　吉田　洋芳
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　及川　華恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２８号
長崎県佐世保市花高２丁目１番２―101号　長崎県住宅供給公社B棟、旧住所長崎県佐世保市有福町4161番地13
債務者　本多　隼人
１　決定年月日時　平成24年５月25日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸山　　優
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第７４９号
札幌市中央区北５条西29丁目２番30―403号
債務者　篠原　克也
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芝　　雄亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９号
広島県呉市神山３丁目19番22号
債務者　下瀬　隆文
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島崎　正幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第４６０号
大阪府高石市西取石１丁目７番36号　コーポローリエ203号、住民票上の住所堺市堺区神石市之町２番25号　井上塗装工業所方
債務者　石田　　稔
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　沢田　篤志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１６０号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目３番４―207号
債務者　櫛引　秀夫
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚本　憲一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６１号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目３番４―207号
債務者　櫛引あゆみ
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚本　憲一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９号
埼玉県春日部市下蛭田232番地１　アクティブホソイA―203号
債務者　渡邊　　真
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤田　博志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係